

金融の安定と金融部門の監督

2007年12月17日

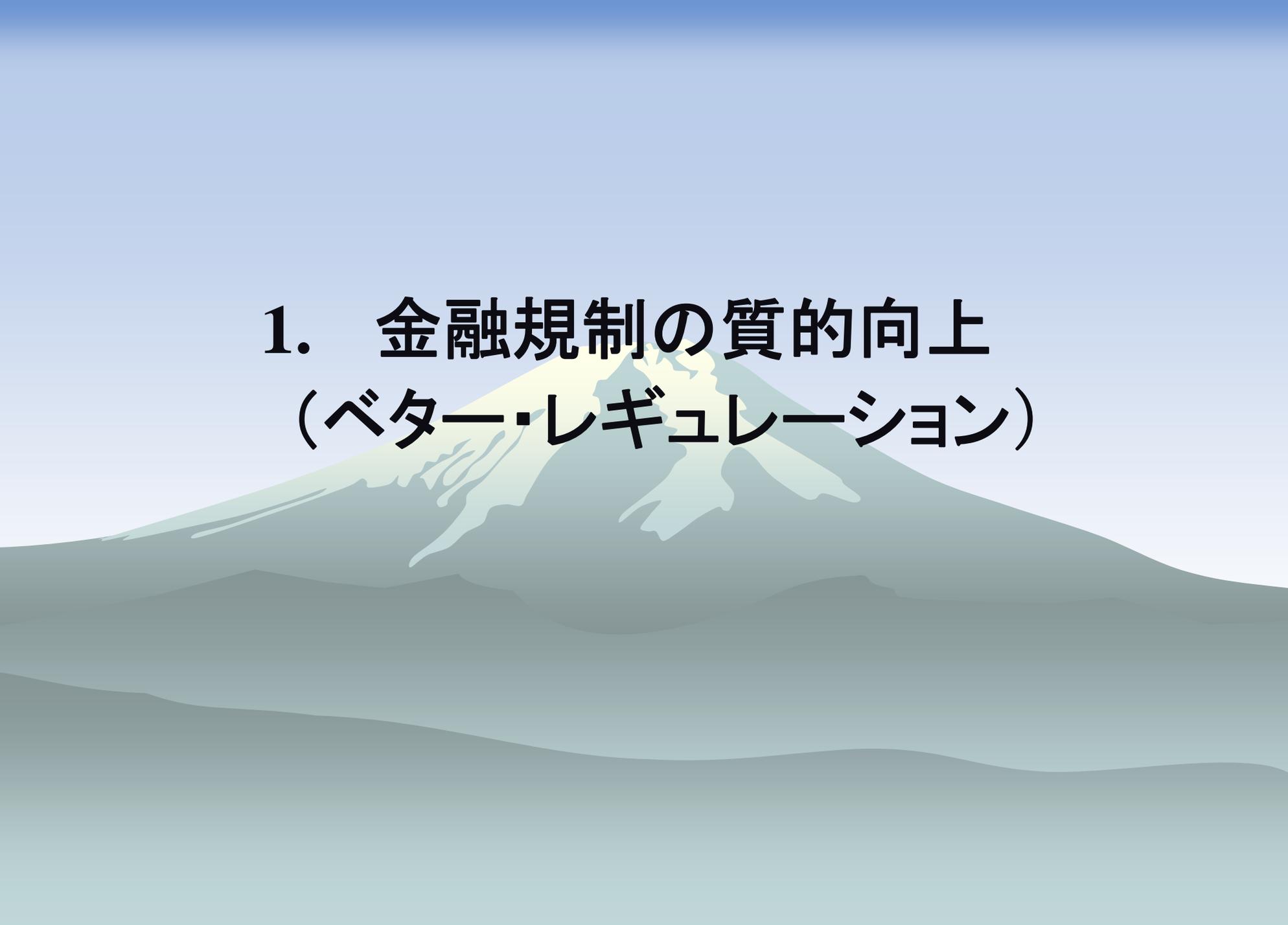
今後の課題

1. 金融規制の質的向上（ベター・レギュレーション）
2. 激動する国際金融市場への対応



金融庁監督局審議官

河野 正道



1. 金融規制の質的向上 (ベター・レギュレーション)

金融行政の目的

1. 金融システムの安定

2. 利用者の保護

3. 公正・透明な市場の確立と維持

我が国金融セクターの状況変化(金融行政の局面のシフト)

時代区分	2000	2002	2005	2007	今後	金融規制の質的向上 (ベター・レギュレーション)
金融システムの安定	金融システム不安 97年 銀行・証券会社の連続破綻 10~11月 (拓銀、山一証券等) 98年 長銀破綻・日債銀破綻	不良債権問題 (主要行)2002年3月期:8.4% → 2005年3月期:2.9% (地域銀行) " :8.0% → " :5.5%	* 足銀破綻(03年)	公的資金の返済加速(05年~) (返済額面8.8兆円、処分益1.3兆円、配当等0.7兆円)		[課題] ●リスク管理の定着と高度化 ●新しいタイプのリスクへの対応 ↓ 各金融機関の自助努力
	* 早期是正措置の導入(98年) * 検査マニュアルの導入(99年) * 主要行の特別検査(01年) * 公的資本増強制度の整備、注入(98~02年:10.4兆円) * 預金全額保護の原則廃止(02年) * ペイオフ解禁(05年)			* パーゼルII導入(07年)		
利用者保護・利用者利便の向上	○金融商品の販売チャネルの多様化 * 投信の銀行窓販(98年)	* 保険の銀行窓販(01年)	* 証券仲介業の導入(04年) * 銀行代理業の開放(06年)	外為証拠金取引の被害増加 * 金融先物取引法改正(04年)	生損保の不払い問題 * 銀行における態勢不備 * 保険会社への行政処分、監督指針の改正(05年~) * 銀行への行政処分、監督指針の改正(優越的地位の濫用、不動産審査、投信販売など:06年~)	[課題] ●持続的・継続的な顧客保護態勢の確立 ●質の高いサービスを競い合う競争環境の構築 ↓ 各金融機関の自助努力
	* 金融システム改革法(98年) (証券会社の登録制移行、売買委託手数料自由化、金融商品・投資対象の多様化など)		非違事例の発生 ・西武、カネボウ(05年) ・ライブドア、村上ファンド(06年)	証券会社の誤発注・取引所のシステム障害(05~06年)	* 課徴金制度の導入・拡大(05年)	[課題] 市場仲介者(証券会社等)の行為規範の確立 ↓ 各金融機関の自助努力
公正・透明な市場の構築				* 金融商品取引法成立(06年) (TOB、大量保有報告の見直し、四半期報告、内部統制導入)		[課題] 市場インフラの更なる信頼性向上 ●金融商品取引法の定着 ●市場モニター体制の強化 ●会計・監査の高品質化
				* 「証券会社の市場仲介機能等に関する懇談会」論点整理(06年) * 改正公認会計士法(07年)		

金融規制の質的向上(ベター・レギュレーション)

I. ベター・レギュレーションの4柱

1. ルール・ベースの監督とプリンシプル・ベースの監督の最適な組合せ
2. 優先課題の早期認識と効果的対応
(リスク・フォーカス、フォワードルッキング)
3. 金融機関の自助努力尊重と金融機関へのインセンティブの重視
4. 行政対応の透明性・予測可能性の向上

II. 当面の5つの取組み

1. 金融機関等との対話の充実
2. 情報発信の強化
3. 海外当局との連携強化
4. 調査機能の強化による市場動向の的確な把握
5. 職員の資質向上

ルール・ベースの監督とプリンシプル・ベースの監督の最適な組合せ

1. ルール・ベースとプリンシプル・ベースの監督のメリット

(ルール・ベース)

- ・ 金融機関にとっての予見可能性の向上、行政の恣意性の排除

(プリンシプル・ベース)

- ・ 金融機関の自主的な取組みの推進、経営の自由度の確保

2. 両監督手法に対する金融庁の考え方

- 明確なルールに基づく透明かつ公正な金融行政の指向と、金融機関の自主的な取組みの重視
- ルール・ベースの監督とプリンシプル・ベースの監督とは、二者択一ではなく、相互補完的
 - ルール・ベースの監督が有効な分野：
 - ・ 行政権限に基づき不利益処分を行う場合
 - ・ 不特定多数の市場参加者に共通ルールを適用する場合 等
 - プリンシプル・ベースの監督が有効な分野：
 - ・ 金融機関の経営管理・リスク管理、コンプライアンス等の態勢整備を促す場合
 - ・ 新たな金融商品や取引手法が出現した場合 等
- 自主規制機関の役割: プリンシプル・ベースの監督の実効性を高める重要な役割を担う

プリンシプルの例 – 規制対象先に対する諸原則(UKFSA)【仮訳】

1. 規制対象先はその業務を誠実に行わなければならない。
2. 規制対象先はその業務を適切な能力と注意と勤勉さを以って行わなければならない。
3. 規制対象先は、妥当なリスク管理制度により責任を持って効果的に自身に関することを運営し管理するために合理的な注意を払わなければならない。
4. 規制対象先は妥当な財源を維持しなければならない。
5. 規制対象先は市場における行為について適正な基準を遵守しなければならない。
6. 規制対象先は、顧客の利益に対し適切な関心を払うと共に公平に扱わなければならない。
7. 規制対象先は、その顧客の必要な情報に適切な注意を払わなければならない、顧客と明確かつ公平で誤解を招かないようにコミュニケーションしなければならない。
8. 規制対象先は、自身と顧客の間、また、顧客とその他の顧客の間の、利益相反を管理しなければならない。
9. 規制対象先は、自身の助言や、自身の判断に頼るべき顧客のための裁量的決定について、それらの適切性を確保するため責任ある注意を払わなければならない。
10. 規制対象先は、その責任があるときは顧客の資産の妥当な保護を図らなければならない。
11. 規制対象先は、オープンで協力的に規制当局者に対処しなければならないと同時に、UKFSAが知らされることを合理的に期待する規制対象先に関する事項についてUKFSAに対し適切に開示しなければならない。

優先課題の早期認識と効果的対応

深刻な問題が潜んでいる分野、将来大きなリスクが顕在化する可能性がある分野を、先を見越してできるだけ早く認識し、行政資源を効果的に投入

リスク・フォーカス (Risk-focused)
フォワード・ルッキング (Forward-looking)

早め早めのアプローチ
(金融システムに内在するリスク要因の抽出)

- 深刻な問題がひそんでいる分野
- 将来大きなリスクが顕在化する可能性がある分野

効果的投入

限られた行政資源

＜金融庁の取組事例＞
(不動産ファンドを巡って)

- 不動産の金融商品化・グローバル化を踏まえた不動産市場の注視
- 適切な価格形成と投資家保護のためのデュープロセスと利益相反取引防止の確保
- 不動産向けエクスポージャーを有する銀行の的確なリスク管理の確保

金融機関の自助努力尊重と金融機関へのインセンティブの重視

各金融機関自身の創意工夫の尊重、インセンティブを内包した
仕組み・枠組みの導入等

○ 金融検査評定制度

- 金融検査の結果に応じた選択的な行政対応（検査頻度・範囲・深度）

○ バーゼルⅡ

- リスク量計測を精緻化し、金融機関におけるリスク管理の高度化を促進

○ 地域密着型金融における枠組み

- 監督指針に盛り込み恒久化するとともに、画一的・総花的な計画策定・報告は求めない扱い

○ 検査・監督上の着眼点や行政処分の基準の公表

- 金融機関の自主的な取組みの前提となる指針の提示

行政対応の透明性・予測可能性の向上

当局からの情報発信の強化等を通じ、行政対応について、
金融機関の側から見た予測可能性を向上

○ 金融検査マニュアル・監督指針の公表

— 検査・監督上の着眼点や行政処分に関する事務の流れを周知

○ 各事務年度ごとの検査方針・監督方針の公表

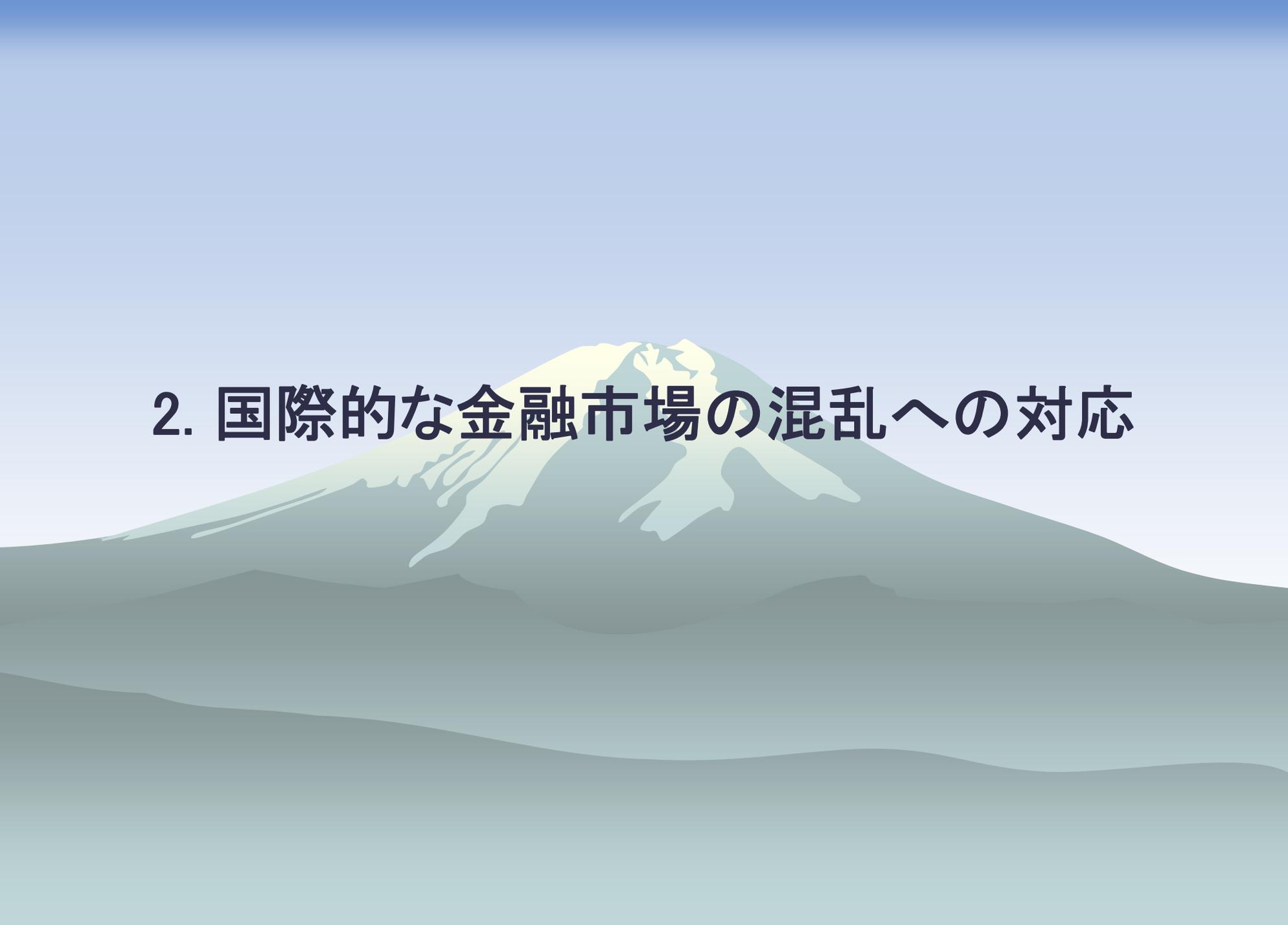
— 各事務年度における検査・監督の重点事項を公表

○ 行政処分の基準の公表

— 行政処分の判断基準となるポイントを提示

○ ノーアクションレター制度の改正

— 平成13年7月の制度導入以降、累次の改正を実施



2. 国際的な金融市場の混乱への対応

現状分析

- 市場において不確実性が蔓延する中、現段階でわが国への影響を断言することは困難である。
- しかしながら、わが国の金融機関や市場に対する影響はこれまでのところ限定的と考えられる。
- この要因として、以下の3点が考えられる。
 - 1.不良債権比率の低下や自己資本比率の上昇によるわが国の金融機関の着実な健全性の向上。
 2. わが国金融機関のサブプライムローン関連商品の保有額は限定的。(合計約1.4兆円(約130億ドル))
 3. 2007年3月末よりバーゼルIIを導入(全預金取扱金融機関を対象)

対処すべき問題

サブプライムローン問題の背景として以下の3つの不確実性が存在する。

- リスク所在の不確実性
- 価格形成の不確実性
- (ABCPコンデュイト等に関する)流動性の不確実性



金融担当大臣の下で発足したタスクフォース
(金融市場戦略チーム)による情勢分析と政策提言

金融市場戦略チームの主な提言

(国際的な議論の中で考慮されるべき点)

- 証券化商品の原債権、組成、販売の透明性: とりわけこうした商品のリスク情報の適切な伝達
- 金融機関と投資家のリスク管理の強化: バーゼルIIの早期導入
- 格付会社による適切な情報開示と内部統制、投資家による格付の適切な活用
- 証券化商品の適正な値付けと会計処理
- コンデュイットやSIVの適切な会計処理



金融市場戦略チームの主な提言(続き)

(わが国としての対応)

- 監督当局による市場動向の把握と金融機関のモニタリングの強化
- 監督当局間の国際的な連携強化
- 「証券化によるリスク移転を前提として融資モデル (Originate to distribute)」の問題への対応
- 証券化商品の原債権の追跡可能性 (Traceability) の確保



金融市場戦略チームの主な提言（続き）

- 十分なデータによる統計処理を前提とした証券化
- 「ベターレギュレーション」の取り組みにおけるプリンシプルの提示とベスト・プラクティスの模索
- 格付会社への適切な規制や格付モデルの妥当性確保の検討
- 証券化商品の価格評価や会計処理の実態把握



その他の留意事項

- 住宅・不動産市場と、それが経済一般に与える影響
- 為替市場、株式市場などの金融市場の動向
- 原油・商品市場の動向
- 金融政策
- 財政政策（税制を含む）
- その他のマクロ経済問題

ありがとうございました

